

市民会館の整備検討懇談会傍聴要項

(目的)

第 1 条 この要項は、市民会館の整備検討懇談会(以下「懇談会」という。)の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の区分及び定員)

第 2 条 傍聴席は、これを一般席及び記者席に分ける。

2 観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室長(以下「文化振興室長」という)は会議場の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第 3 条 傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第 4 条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止)

第 5 条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、文化振興室長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第 6 条 傍聴者は、懇談会が傍聴を認めない議題に関する検討等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第 7 条 傍聴者は文化振興室長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 傍聴者がこの要項の規定に違反したときは、文化振興室長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、文化振興室長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第 9 条 文化振興室長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要項の周知を図らなければならない。

(委任)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、文化振興室長が決定するものとする。

附則

この要項は、令和元年 8 月 6 日から施行する。